

## 次期「北海道医療計画」外来医療の医療提供体制に関する事項について

### ○外来医療計画に関する意見について

外来医療の医療提供体制に関する事項については、医療法第30条の18の4第3項により、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）における協議の場で協議を行っているところです。

このため、次期「北海道医療計画」の骨子（案）における外来医療に関する意見について、調整会議を書面開催し「別紙：意見用紙」にて集約させていただきます。

報告された意見等については、道庁担当部局へ報告します。

- ・必要に応じて道計画（素案）への反映を検討いたします。
- ・いただいたご意見等への個別回答（計画への反映等の回答）は行いません。

### 資料1

#### ○ 2ページ

国の総合確保方針において、「医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、関係者による協議の場を設置することが重要」とされております。

#### ○ 3ページ

全体スケジュールを掲載しております。

今後は、本日の意見も踏まえ、11月に計画素案を作成、パブリックコメントや2回目の協議の場を経て、2月には計画案として取りまとめ、年度内に計画を改定することとしています。

素案策定以降は、圏域ごとに定める「地域推進方針」の見直しを進め、来年9月末までにとりまとめることとされており、当圏域においても、今後、地域推進方針の見直しを進めていくこととなりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

#### ○ 5ページ

医療計画は、国が定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するものとなっており、医療圏の設定や基準病床数の算定、5疾病6事業及び在宅医療等を記載することとなっています。

#### ○ 14ページ

##### ④外来医療について

外来機能報告により得られたデータを活用し、紹介受診重点医療機関を明確化するとともに、地域の外来医療の提供状況について把握し、今後の地域の人口動態・外来患者推計等も踏まえた外来医療提供体制のあり方について検討を行う。

(留萌区域においては、紹介受診重点医療機関は対象が無いことを共有済み)

○ 33 ページ

外来料の体制 (局長通知)

概要

- ・外来医療計画の取組の実効性を確保し、地域に必要な外来医療提供体制の構築を進める。
- ・地域の医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できるよう可視化を進め、必要な共同利用を促進する。
- ・外来機能報告等のデータを活用し、地域の実情に応じた、外来医療提供体制のあり方について検討を行う。  
とされており、それぞれについて記載をお読み取り下さい。

○ 34 ページ

外来医療計画 (ガイドライン)

- ・二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、協議の場を設け、関係者と連携を図りつつ協議を行い、その結果を取りまとめ公表
- ・令和6年度以降は3年ごとに外来医療計画を見直すこととしている。

○ 38 ページ

外来医療計画及び医師確保計画の医療計画本体への記載について

外来医療計画については、医療計画と策定年度が異なることにより、別冊となっていたが、今般の同時改正に合わせて、同一冊とする。

## 資料2-1 骨子 (案) 簡易版

○ 参枠の左側に次期医療計画の骨子、右側に現行計画を並べています。

基本的な構成は現行計画から変更はなく、国の指針に基づき、新しい項目を盛り込むこととしています。

○ 4 ページ

第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保

外来医療計画については、医療計画と策定年度が異なることにより、別冊となっていたが、今般の同時改正に合わせて、同一冊となります。

## 資料 2-2 骨子（案）詳細版

- 資料 2-1 に国の指針の概要と道の計画記載予定のポイントを記載しています。
  
- 20 ページ  
外来医療計画と医療計画の一本化に伴い、外来医療に係る医療提供体制を追加  
地域の実情を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の確保について記載

なお、現行計画にて記載していた圏域ごとの「不足する外来医療機能及び対応方針」については、「地域推進方針」と合わせて検討することとしています。